一四五	石川県保健環境センター	石川県金沢市太陽が丘一丁目十一番地	理化学試験	平成二十二年三月二十九日
一四七	栃木県保健環境センター	栃木県河内郡河内町下岡本二千百四十五番十三	理化学試験	平成二十一年十二月三十一日
一五一	青森県環境保健センター	青森県東造道一丁目一番一号	理化学試験	平成二十二年三月二十九日
一五二	群馬県衛生環境研究所	群馬県前橋市上沖町三百七十八番地	理化学試験	平成二十二年一月六日
一六〇	神奈川県衛生研究所	神奈川県茅ヶ崎下町屋一丁目三番一号	理化学試験、動物を用いる試験	平成二十二年三月二十九日

○厚生労働省告示第二百三十一号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関として次に掲げる者を登録したので、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月三日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	登録をした日
一七三	株式会社西日本科学技術研究所	高知県高知市若松町九番三十号	高知県高知市若松町九番三十号	理化学試験	平成二十二年三月三十日

○経済産業省告示第百四十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき、次のとおり認定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、公示する。

平成二十二年六月三日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定の種類	認定年月日
新日鐵化学株式会社製鉄化学事業本部化学品事業部大分製造所	大分県大分市大字中ノ洲三番地	認定完成検査実施者認定保安検査実施者	平成二十二年三月十二日
出光興産株式会社千葉工場	千葉県市原市姉崎海岸一番地一	認定完成検査実施者認定保安検査実施者	平成二十二年三月十七日
旭化成ケミカルズ株式会社水島製造所Ｂ地区	岡山県倉敷市潮通三丁目十三番地	認定完成検査実施者認定保安検査実施者	平成二十二年三月二十九日
旭化成ケミカルズ株式会社水島製造所Ｃ地区	岡山県倉敷市児島塩生字新浜二千七百六十七の十一	認定完成検査実施者認定保安検査実施者	平成二十二年三月二十九日
日本ポリエチレン株式会社川崎工場（南地区）	神奈川県川崎市川崎区千鳥町十番一号	認定完成検査実施者認定保安検査実施者	平成二十二年三月二十九日
丸善石油化学株式会社千葉工場南地区	千葉県市原市五井南海岸三番地	認定完成検査実施者認定保安検査実施者	平成二十二年三月三十一日
丸善石油化学株式会社千葉工場北地区	千葉県市原市五井海岸三番地	認定完成検査実施者認定保安検査実施者	平成二十二年三月三十一日
丸善石油化学株式会社千葉工場甲子地区	千葉県市原市五井南海岸十一番地二	認定完成検査実施者認定保安検査実施者	平成二十二年三月三十一日
出光興産株式会社千葉製油所	千葉県市原市姉崎海岸二番地一	認定完成検査実施者認定保安検査実施者	平成二十二年三月三十一日

○国土交通省告示第六百八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月三日

国土交通大臣　前原　誠司

第二項の表松本ＶＯＲの項中「平成６年３月31日から供用再開」を「平成22年７月29日から平成22年10月20日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

信州上田	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	平成22年７月29日	信州ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
信州上田	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	平成22年７月29日	信州ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第五項の表松本ＤＭＥの項中「平成６年３月31日から供用再開」を「平成22年７月29日から平成22年10月20日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

信州上田	北緯N36° 09′ 東経E137° 55′ 長野県塩尻市	117.4	200	な	ＳＳＥ	24時間	平成22年７月29日	信州ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
信州上田	北緯N36° 09′ 東経E137° 55′ 長野県塩尻市	1,208	3	な	ＳＳＥ	24時間	平成22年７月29日	信州ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

附　則

この告示は、平成二十二年七月二十九日から施行する。

○国土交通省告示第六百九号

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十一年国土交通省告示第九百五十九号及び平成二十二年国土交通省告示第十一号を参照。）

イ　誘導路

延長　二万九千八百八十二メートル

ロ　エプロン

面積　二百二十九万七千六百八十七平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十二年七月二十九日

○国土交通省告示第六百十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月三日

国土交通大臣　前原　誠司

別表第一新島情報圏及び神津島情報圏の項中「８時30分から16時30分まで」を「４月21日から５月10日まで及び７月16日から８月31日までの８時30分から17時15分まで並びにこれらの期間以外の８時30分から16時30分まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年七月一日から施行する。